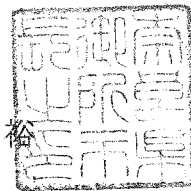


御所市告示第91号

御所市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び行政処分の基準等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年7月10日

御所市長 東川 裕



御所市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び行政処分の基準等に関する要綱の一部を改正する告示

御所市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び行政処分の基準等に関する要綱（平成18年御所市告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 規則第7条第1項第9号に規定する契約書等の写しにより一般廃棄物の予定排出量を確認できない場合は、請負契約事項証明書（様式第1号の2）

第3条第1号を削り、同条第2号中「1台につき」を削り、同号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

（2） 車両の最大積載量を上回る廃棄物を積載して処理施設に搬入しないこと。

第3条第5号中「明示する」を「明示し、御所市以外の許可表示をしない」に改め、同条第11号中「規則第7条第1項第2号に規定する作業計画調書に応じたものであること」を「1台（第2条第1項第1号に掲げる車両に限る。）とする。ただし、車両の検査、故障その他不測の事故があり、やむを得ず一時的に許可車両以外の車両を使用する必要があるときは、その都度市長に報告し、承認を得るものとする」に改める。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4号中「処理施設への搬入に際し」を「一般廃棄物の収集、運搬及び処理施設への搬入について」に改め、同号を同条第3号とする。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の实地調査は、市長が必要と認めるときは、許可の可否の決定後においても随時実施できるものとする。

第6条第1項中「市内及び」の次に「市外」を加える。

第8条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 市長は、許可業者の違反行為が軽微であり、行政処分又は指導を行うに当たらないと認めるときは、口頭又は文書により注意及び指示を行うものとする。

第11条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1） 条例第20条に規定する法第7条第1項による許可又はその更新の条件に関する事項

第11条第6項中「環境業務課」を「廃棄物対策課」に改める。

別表第2の1の項中「第13条第2項」を「第13条第4項」に改め、同表6の項中「無許可車両使用（第3条第6号違反）」を「許可車両非表示（第3条第5号違反）」に改め、同表7の項中「許可車両非表示（第3条第5号違反）」を「無許可車両使用（第3条第11号違反）」に改め、同表10の項中「搬入時、施設職員指示事項違反（第4条第3号違反）」を「注意指示不履行（第8条第7項違反）」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

8の項に掲げる違反行為において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）別表第1の4の項の中欄に掲げる施設から排出された産業廃棄物が混入した場合の違反点数は、35点とする。

別表第3の1から39点の項中「指導」を「文書による改善指導」に改め、同表50から69点の項中「2日」を「3日」に改め、同表70から99点の項中「3日」を「5日」に改める。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第2条関係）

請負契約事項証明書

（排出事業者） \_\_\_\_\_ は、  
事業に伴って排出する一般廃棄物について、  
（一般廃棄物収集運搬許可業者） \_\_\_\_\_ との間で、  
次のとおり収集運搬業務の委託契約を締結していることを証明します。

- 1 契約期間      \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日    ~    \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日
- 2 排出場所      御所市 \_\_\_\_\_
- 3 契約金額      \_\_\_\_\_
- 4 契約数量      月 \_\_\_\_\_ kg
- 5 収集回数      ・週 \_\_\_\_\_ 回      ・月 \_\_\_\_\_ 回      ・他（                      ）

年      月      日

所在地

排出事業者名

代表者氏名

印

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第2及び別表第3の改正規定の施行の日前にした違反行為に対する点数並びに行政処分及び指導の適用については、なお従前の例による。